

1. 建物等調査について

(1) 建物等の調査はなぜ必要なのですか。

(答) 建物、工作物 (門、塀、物置等) の補償金を算定する資料を作成するために、その種類、構造、規模、数量、権利関係等の調査が必要になります。

(2) 建物等の調査の進め方を教えてください。

(答) 調査の手順は、次のようになります。

① 調査日等の打ち合わせを行います。

立会いいただける場合は調査日時について、立会いいただけない場合は建物の鍵の引渡し日時等について、事前に皆様のご都合をお伺いいたします。

実際に敷地内、建物内に入って調査を行いますので、できる限り、所有者の方又は代理の方の立会いをお願いいたします。なお、建物について立会いいただけない場合は、国又は国が委託した調査員が鍵をお借りした上、建物内部に入らせていただきます。

避難先が遠隔地で立会いにいけない場合は、調査対象箇所の写真と方向線を示す地図等により確認していただく方法などもありますので、個別にご相談させていただきます。

② 建物等の調査を行います。

建物調査の主な内容

- ・ 建物の構造、用途、床面積
- ・ 建物の各部 (基礎・柱・屋根・天井・床・内壁・外壁・建具・造作等)
- ・ 震災等による損傷の程度

- ・ 調査箇所の写真撮影をさせていただきます。
- ・ 建物の建築年月日など、必要事項を聞き取り確認させていただきます。
- ・ 事前に建物の建築図面等をお借りできると調査時間を短縮することが可能です。

立会いをいただいた場合には、謝金及び現地までの交通費、宿泊費について国の規定に基づいてお支払いいたします。

③ 建物平面図等の作成をします。

※調査の手順は、次のとおりになります。

土地調査及び物件調査

◆物件調査◆

お譲り又は地上権を設定させていただく土地に、建物、工作物、墳墓、動産及び立木等がある場合には、原則、所有者の方に立会いただき、物件の種類や数量等を調査いたしますので、ご協力をお願いいたします。

調査後に、各物件所有者の方ごとに「物件調書」を作成の上、配付いたします。

物件調査の手順

